

差別や分断をなくし個人の尊厳を守る社会の実現を求める意見書（案）

今夏の参議院議員選挙は、各党に候補者を男女同数とする努力義務が課せられた「政治分野における男女共同参画法」が施行されて初めての国政選挙でした。日本社会に、ジェンダー平等社会をどのように実現するのか、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会を確立するのが大きく問われています。

憲法13条「個人の尊厳」の立場に立った法の改正が求められています。労働基準法・男女雇用機会均等法・労働者派遣法・パート労働法に「同一労働同一賃金」の原則を明記すること、育児や介護など家族的責任を持つ労働者の深夜労働・単身赴任・長時間通勤を伴う転勤の原則禁止、選択的夫婦別姓や同性婚を認める民法改正などです。

さらに学校教育や企業内研修など社会のあらゆる場で権利保障と理解促進を行なうこと、国籍や民族の多様性を認め合い、共生する社会の実現も急務です。技能実習生の深刻な実態が明らかになるもとで、外国人の人権と、労働者としての権利を守る体制の確立を行なうべきです。

政府の内部から、「子どもを産まないことが問題」「セクハラ罪という罪はない」など、公然と女性を差別し、セクハラ加害者を擁護する発言が繰り返されています。安倍首相は「生産性がない」とLGBTの人たちへの差別発言を行なった議員を擁護し、発言を容認していることは問題です。ヘイトスピーチを野放しにする政治姿勢も露骨です。差別と分断を持ち込む姿勢を直ちに変えるべきです。

差別や分断に苦しめられている人たちの、声なき声に耳を傾け、心を寄せ、さまざまな差別意識や偏見を克服する努力を政府に強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

茨城県議会議長 川津 隆

（提出先）

内閣総理大臣

法務大臣

経済産業大臣

厚生労働大臣

女性活躍担当大臣